

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、創意工夫を凝らし社会的に信用される有用で安全な優れた製品・サービスを提供することが使命であり、その実現に当たっては、国内外の法令及び社内規程を遵守し、社会規範や倫理に則って公正な企業活動を行うとともに、情報を適切かつ公正に開示することが必須であると認識しております。

かかる認識に基づき、当社は、事業環境が大きく変動する中において、経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

当社は、コーポレートガバナンスについて、その基本的な考え方と構築・運営に関する事項を定めた「コーポレートガバナンスガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)を制定し、当社Webサイトに掲載しております。(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>)

本報告書は、2018年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに従い作成しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コード各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4 政策保有株式

政策保有株式の保有方針およびその議決権の行使基準については、ガイドライン第2章5.「上場株式の政策保有株式」をご参照ください。

また、2018年3月末現在、当社が保有している政策保有株式は「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として有価証券報告書に記載し開示しておりますのでご参照ください。

なお、これらの発行会社とは現在も取引継続中であり、リターンとリスクなどを踏まえた経済性からも、その保有には十分な合理性があるものと判断しております。

原則1 - 7 関連当事者間の取引

ガイドライン第2章6.「関連当事者間の取引」をご参照ください。

また、これら取引の実績は、有価証券報告書に記載し開示しておりますのでご参照ください。

原則3 - 1 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画

ガイドライン第1章2.「経営理念」、ガイドライン第1章3.「企業行動規範」およびガイドライン第1章4.「経営計画」をご参照ください。

現在の経営戦略、経営計画については、当社Webサイトに掲載する「2025 長期ビジョン」および「2017-2019年度中期計画」をご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書 の1.「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続

ガイドライン第5章「役員報酬の決定」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部選解任・取締役候補の指名方針と手続

ガイドライン第4章1.「取締役候補者の指名方針・基準」、ガイドライン第4章2.「執行役員等の選任方針・基準」、ガイドライン第4章3.「役員の解任方針・基準」およびガイドライン第4章5.「役員の指名・選解任方針・手順」をご参照ください。

(5) 経営陣幹部・取締役候補の選解任・指名理由

現在の取締役および役付執行役員を選任・指名理由につきましては、当社Webサイトに掲載しております。

(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>)

補充原則4 - 1 取締役会と業務執行の役割分担

ガイドライン第3章1.「取締役会の責務・役割」をご参照ください。

当社は、取締役会規程および関連諸規程により取締役会付議事項を定めております。取締役会は、中期計画、年度予算等の計画を策定し、その計画と実績との差異を管理し、必要な場合は対策を指示することを主たる役割・責務とし、個別の業務執行については、金額基準等を設けると等により、重要な案件のみが取締役に付議され、それ以外の案件は経営陣に委ねられております。

原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用

ガイドライン第4章4.「役員の数・構成」をご参照ください。

当社は、当社の事業内容、規模、機関設計等を総合的に勘案し、独立社外取締役を2名以上選任します。

原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

ガイドライン第4章6.「社外取締役の独立性」およびガイドライン別紙2「社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

補充原則4 - 11 取締役会全体としてのバランス、多様性および規模

ガイドライン第4章1.「取締役候補者の指名方針・基準」およびガイドライン第4章4.「役員の人数・構成」をご参照ください。

補充原則4 - 11 他の上場会社との兼任状況の開示
当社Webサイトの「取締役等の指名・選解任理由」をご参照ください。
(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>)

補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価
2017年度における取締役会の実効性評価につきましては、各取締役へのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、取りまとめを行っております。その概要については当社Webサイト「取締役会の実効性評価」をご参照ください。
(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>)

補充原則4 - 14 トレーニング方針の開示
ガイドライン第4章7.「取締役へのトレーニング」をご参照ください。

原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針
ガイドライン第1章4.「経営計画」およびガイドライン第2章3.「株主との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JX金属株式会社	22,739,218	32.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,144,000	3.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,106,000	3.00
住友金属鉱山株式会社	1,921,459	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,524,100	2.17
RE FUND 107 - CLIENT AC	1,323,400	1.88
個人株主A	915,360	1.30
野村信託銀行株式会社(投信口)	879,900	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	760,800	1.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	745,900	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の表に記載の割合は、自己株式(8,372,789株)を含む発行済株式総数(70,156,394株)に基づく割合です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

JX金属株式会社は、当社株式の32.41%を保有する当社の主要株主であり、当社のその他の関係会社にあたります。
同社からの事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動を行っており、経営方針や事業計画の立案においても上場会社として当社の自主性・独立性は保たれております。また、同社グループとの取引においても市況価格を基に価格交渉を行うなど、独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小笠原 亨	他の会社の出身者													
津田 多聞	公認会計士													
安江 英行	他の会社の出身者													
花井 健	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笠原 亨				小笠原亨氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、事業会社の企画・管理業務に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

津田 多聞			津田多聞氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計監査業務において長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 <独立役員に指定した理由> 津田多聞氏は、当社の社外取締役独立性判断基準を満たしていることから、独立役員として選任いたしました。なお、同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属していたことがありますが、平成24年6月には同監査法人を退職しております。
安江 英行			安江英行氏は、事業会社の経営者として管理・監督業務に関する豊富な知識・経験を有し、また、米国および英国の弁護士資格を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 <独立役員に指定した理由> 安江英行氏は、当社の社外取締役独立性判断基準を満たしていることから、独立役員として選任いたしました。なお、同氏は、丸紅株式会社に所属していたことがありますが、平成25年6月には同社を退職しております。
花井 健			花井健氏は、金融機関および事業会社の経営者として管理・監督業務に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 <独立役員に指定した理由> 花井健氏は、当社の社外取締役独立性判断基準を満たしていることから、独立役員として選任いたしました。なお、同氏は、株式会社みずほ銀行に所属していたことがありますが、平成21年4月には同社を退職しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査部が、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、監査等委員会に報告することとしております。監査等委員会は、監査部の人事異動について事前に報告を受け、必要がある場合は人事異動の変更を申し入れることができます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、それぞれの監査体制、監査計画、方法等について説明会を開催し、また、それぞれの監査実施状況、監査実施結果等については随時報告および意見交換を緊密にしています。

監査等委員会と監査部とは、上記の監査等委員会と会計監査人の説明会において、会計監査人からの情報を共有するほか、監査部長が毎月開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席しております。また、監査部は、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施することとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等諮問委員会	6	3	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等諮問委員会	6	3	2	4	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

指名報酬等諮問委員会は取締役候補者の指名、役員を選解任、後継者計画・育成計画および役員報酬に関する諮問・答申に加え、必要な場合はコーポレートガバナンスに係るその他の事項についても取締役会に対して意見具申を行う。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

現時点での独立社外役員の独立性判断基準については、ガイドライン第4章6.「社外取締役の独立性」およびガイドライン別紙2「社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、役割に応じて毎月支給される定額報酬と業績に応じてその額が変動する賞与で構成されています。

なお、下記の通り、当社はストックオプションを導入しておりませんが、中長期的業績と連動する報酬として、株式取得報酬を導入しております。これに基づき監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役は、毎月、月額報酬中の一定額を当社役員持株会に拠出することにより当社株式を取得し、取得した当社株式の保有を在任期間中継続することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く) 9名 245百万円

取締役(監査等委員) 4名 47百万円(うち社外4名47百万円)

(注) 1.上記の額には、平成29年6月に取締役を退任した者1名の報酬等の額が含まれています。

2.当期から、上記の額は、平成29年度業績に係る賞与(支払時期平成30年6月)を含み、平成28年度業績に係る賞与(支払時期平成29年6月)を含まないものとなりました。これらの額は、次のとおりであります。

平成29年度業績に係る賞与(平成30年6月支払見込み)...上記の額に含まれている

取締役(監査等委員を除く) 9名 50百万円

取締役(監査等委員) 4名 3百万円(うち社外4名3百万円)
平成28年度業績に係る賞与(平成29年6月支払実績)...上記の額に含まれていない
取締役(監査等委員を除く) 12名 51百万円
取締役(監査等委員) 3名 2百万円(うち社外3名2百万円)

3.当社は、平成27年6月26日開催の第91期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬額を年額360百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、平成27年6月26日開催の第91期定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額を年額56百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

ガイドライン第5章「役員報酬の決定」をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

総務人事部および監査部のスタッフが、監査等委員である社外取締役をサポートしております。取締役会の資料については、原則として電子メール等により事前に配布しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名を置くことができると定めておりますが、現在これらの職にある者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1.当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- 2.取締役会は、現在12名(うち監査等委員である取締役は4名で全員が社外取締役です)体制で、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。なお、取締役会の下に任意の独立した諮問委員会として指名報酬等諮問委員会を設置しております。
- 3.業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、執行役員には取締役会の決定した基本方針に基づいて効率的に業務執行を行わせております。なお、重要事項の協議機関として経営役員会を設置しております。
- 4.監査等委員会は、取締役会への出席および議決権行使等を通じ業務執行取締役の監督・監査を行うとともに、会計監査人、監査部と緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査を実施しております。
- 5.監査部は、監査計画に基づき各種監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに、監査等委員の要望する内部監査を実施しております。
- 6.会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、顧問弁護士からは法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業内容・規模等から勘案して、現状の体制が経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、効率的な業務運営を行うために最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から3週間前を目安に発送を実施しています。株主総会招集通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、招集通知発送前の2018年5月30日に当社Webサイトに開示しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットおよび株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳については、招集通知発送前の2018年5月30日に当社Webサイトに開示しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトの株主・投資家情報ページにおいて、ディスクロージャー・ポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> * 有価証券報告書、四半期報告書 * 決算短信 * 決算説明会資料 * 株主総会招集通知 * 株主通信 * 決算情報以外の適時開示情報 	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 IR担当取締役: 経営企画部管掌役員	
その他	アナリスト・機関投資家の要望に応じ個別説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ガイドラインに、株主、取引先、地域社会等の社外における関係者との間で、健全で良好な関係を築く旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しているほか、「CSR報告書」を作成し、当社Webサイトで公開しております。その他、各事業所において積極的に社会貢献活動を実施しております。また、地球環境問題に配慮しつつ、地域環境活動にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャー・ポリシーを定め、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行します。また、当社は、「インサイダー取引防止規程」を定め、当社および関係会社にかかる重要な事実が決定または発生したときは、遅延なくこれを公表いたします。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社Webサイトに掲載する「内部統制システムの整備に関する取締役会決議およびその運用状況」ならびにガイドライン第3章3.「内部統制システムの整備・運用」をご参照ください。

(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>)

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループ及びその役員従業員等は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのために社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用していくことを基本的な方針といたします。

2. 整備状況

当社は「企業行動規範」および「コンプライアンスガイドライン」を定め、反社会的勢力への対応について、毅然とした態度で臨むことを図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

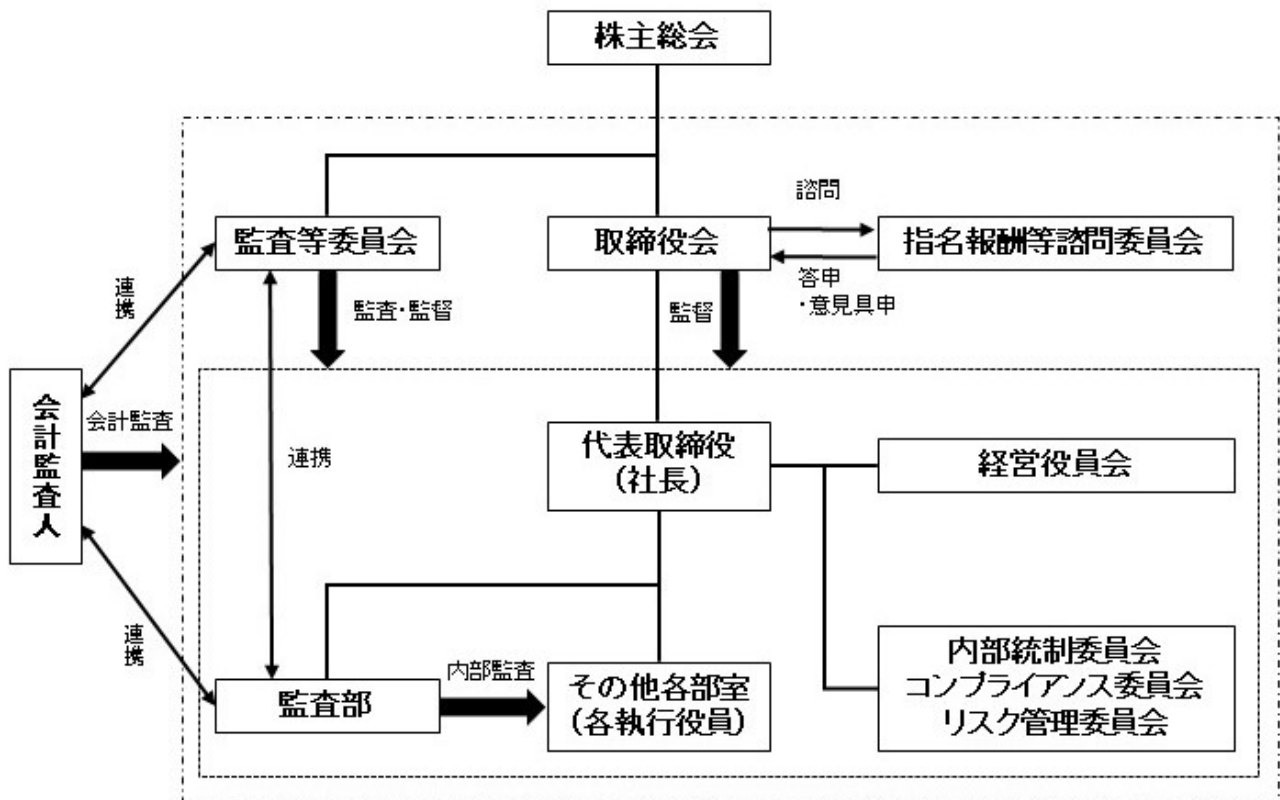
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の概要

